

実務経験期間算定の具体例

【実務経験期間5年以上を満たすケース】

○国家資格等取得後の実務経験が5年の場合

介護福祉士登録日	5年	○
● 通所介護(デイサービス)で介護業務【A20】	→試験	

○相談援助業務の実務経験が5年の場合

特定施設入居者生活介護	5年	○
生活相談員【B01】	→試験	

○複数の受験資格対象業務を合算した実務経験が5年の場合

介護福祉士登録日	5年	○ ※
● 介護老人福祉施設(特養)で 介護業務(2年)【A20】	介護老人福祉施設(特養)で 生活相談員(3年)【B04】 →試験	

※受験資格対象業務同士であれば実務経験の合算が可能

【実務経験期間5年以上を満たさないケース】 ※受験資格要件を満たさない

○国家資格等を所有しているが、当該資格に基づく本来業務でない場合

薬剤師免許取得日	5年	× ※
● 製薬会社の研究部門業務		

※直接的な対人援助業務でない。研究業務は対象外

○国家資格等を所有しているが、実務経験が5年未満の場合

介護老人福祉施設(特養)	介護福祉士登録日	試験	× ※
介護業務(3年)	● 介護福祉士業務(2年)	→ (あと3年で受験資格発生)	
→ (対象外)	← (対象)	←	

※介護福祉士取得前の期間は対象外

○国家資格等を所有しない場合

訪問介護事業所	5年	× ※
訪問介護員(ヘルパー2級)		

※介護業務で受験する場合は介護福祉士登録日以降の実務経験に限ります。